

# 住所表示変更に伴う各種手続きについて

平成30年4月1日以降、現在の住所表示から「区」の一文字が削除になることから、住所の変更手続きが必要になる場合がありますので、ご確認ください。また、手続きを必要とする際は、「住所表示変更証明書」を必要とする場合があります。市民課(または各総合支所市民環境課)窓口で交付を受けてください。

ここに記載のない事項につきましては、所管する機関、団体、会社などの担当窓口にお問い合わせください。

■問い合わせ＝本庁政策企画課企画推進係(内線415)

## 各種証書など

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 住民票	不要	手続きは必要ありません。	本庁市民課 (内線 131) 各総合支所市民環境課
2 戸籍	不要	手続きは必要ありません。	
3 印鑑登録証	不要	手続きは必要ありません。	
4 個人番号カード 通知カード	不要	手続きは必要ありません。 ただし、カード裏面に住所表示の記載事項の変更を希望される場合は、右記窓口でカードを持参し、手続きしてください。なお、手続きには本人確認書類(免許証など)が必要となります。	
5 住民基本台帳カード	不要	手続きは必要ありません。 ただし、写真入りカードをお持ちの人が、券面に住所表示の記載事項の変更を希望される場合は、右記窓口でカードを持参し、手続きしてください。なお、手続きには本人確認書類(免許証など)が必要となります。	
6 在留カード 特別永住者証	不要	手続きは必要ありません。 ただし、記載事項の変更を希望される人は、右記窓口で手続きしてください。	
7 母子健康手帳	不要	手続きは必要ありません。	水沢保健センター (☎☎-4511) 各総合支所健康福祉課
8 妊婦一般健康診査受診票			
9 児童手当	不要	手続きは必要ありません。	本庁子ども・家庭課 (内線 235) 各総合支所健康福祉課 (胆沢総合支所は市民環境課)
10 児童扶養手当 (証書を含む)			
11 特別児童扶養手当 (証書を含む)			
12 身体障害者手帳	不要	手続きは必要ありません。 ただし、記載事項の変更を希望される人は、右記窓口へ申請してください。	本庁福祉課 (内線 226) 各総合支所健康福祉課
13 療育手帳			
14 戦傷病者手帳			
15 精神障害者保健福祉手帳			
16 自立支援医療受給者証			

各種証書など

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
17 障害福祉サービス受給者証	不要	手続きは必要ありません。	本庁福祉課（内線 226） 各総合支所健康福祉課
18 障害児福祉手当			
19 特別障害者手当			
20 経過的福祉手当			
21 年金手帳	不要	手続きは必要ありません。	一関年金事務所 ☎ 0191-23-4246
22 年金証書			
23 旅券（パスポート）	不要	手続きは必要ありません。 ご自身で旅券最終ページ「所持者記載欄」の現住所の「区」を二重線で消してください。ただし他のページに書き込みをすると旅券が無効になりますので、ご注意ください。	県庁政策地域部国際室 （アイーナ2階パスポートセンター） ☎ 019-606-1720 ※平成30年4月1日に変更となる可能性あり。
24 危険物取扱者免状 消防設備士免状	不要	手続きは必要ありません。	消防試験研究センター 岩手県支部 ☎ 019-654-7006 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部 ☎④-7211
25 防火管理者証			
26 狩猟免許・狩猟登録	不要	手続きは必要ありません。	県庁自然保護課 ☎ 019-629-5371

保健・衛生など

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 国民健康保険 （被保険者証、高齢受給者証、 限度額適用・標準負担額減額認定証などの各種証）	不要	手続きは必要ありません。 （各証の有効期限までは、お持ちの証をお使いください。ただし、記載事項の変更を希望される人は、4月2日以降に右記窓口に記載事項を変更したい証を持参し手続きしてください。）	本庁健康増進課（内線 245） 各総合支所健康福祉課（胆沢総合支所は市民環境課）
2 後期高齢者医療制度 （被保険者証・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証などの各種証）	不要		
3 乳幼児・小学生・妊産婦・重度心身障がい者・寡婦・ひとり親家庭等医療費受給者証	不要		
4 政府管掌健康保険の被保険者証	不要	手続きは必要ありません。	勤務先など
5 健康保険組合の被保険者証	要確認	個別に各健康保険組合に確認してください。	勤務先など
6 食品営業許可	不要	手続きは必要ありません。	奥州保健所環境衛生課 ☎④-2423
7 調理師免許			
8 栄養士免許	不要	手続きは必要ありません。	奥州保健所保健課 ☎②-2831
9 管理栄養士免許			
10 医療施設などの許可	不要	手続きは必要ありません。	奥州保健所企画管理課 ☎②-2861
11 医療従事者免許			
12 薬局、医薬品販売業の許可			
13 毒物、劇物の販売業の登録			
14 クリーニング師の免許			
15 クリーニング所の住所変更			
16 理容所、美容所の住所変更			
17 旅館業営業許可			
18 公衆浴場営業許可	不要	手続きは必要ありません。	奥州保健所環境衛生課 ☎④-2423
19 産業廃棄物処理業の許可			
20 採石業・砂利採取業登録			
21 犬の登録	不要	手続きは必要ありません。	本庁生活環境課（内線 214） 各総合支所市民環境課

介護

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 介護保険被保険者証	不要	手続きは必要ありません。	本庁長寿社会課（内線 263） 各総合支所健康福祉課
2 介護保険負担限度額認定証			
3 介護保険特定負担限度額認定証			
4 介護保険利用者負担減額・免除等認定証	不要	手続きは必要ありません。	県南広域振興局長寿社会課 ☎②-2850
5 介護保険負担割合証			
6 介護保険サービス事業者の指定申請	不要	手続きは必要ありません。	

幼稚園・保育園・学校など

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 保育園（所）、認定こども園（保育認定）、事業所内保育所など	不要	手続きは必要ありません。	市教育委員会事務局学校教育課 （江刺総合支所・内線 424） 住所地の市保育所担当課
2 幼稚園、認定こども園（教育認定）、学校など	不要	手続きは必要ありません。 県立、私立の学校などについては、それぞれお問い合わせください。	市教育委員会事務局学校教育課 （江刺総合支所・内線 424）

自動車・道路など

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 自動車運転免許証	不要	運転免許証の更新時などに変更します。 ただし、更新前であっても申し出により各運転免許センターまたは各警察署で変更することができます。	県南自動車運転免許センター ☎ 0197-44-3511 水沢警察署 ☎⑤-0110 江刺警察署 ☎⑩-0110（平成30年3月31日まで）
2 原動機付き自転車（125cc以下のバイク）および小型特殊自動車の標識交付証明書	不要	手続きは必要ありません。	本庁税務課（内線 338） 各総合支所市民環境課
3 自動車車検証	不要	車検などの際に併せて手続きすることで差し支えありません。 なお、住所変更を希望される人は、次のものが必要になります。自動車検査証、印鑑、住所表示変更証明書（市で発行）	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局 ☎ 019-638-2154
4 軽自動車車検証	不要	同上	軽自動車検査協会岩手事務所 ☎ 050-3816-1833
5 自動車保管場所証明書	不要	住所変更の手続きを行わなくても、継続して利用可能です。 なお、衣川においては、現行どおり自動車保管場所証明申請は必要ありません。 ただし、今後の法改正などにより変更となる場合があります。	水沢警察署 ☎⑤-0110 江刺警察署 ☎⑩-0110（平成30年3月31日まで）
6 道路占用許可（国道）	不要	手続きは必要ありません。	水沢国道維持出張所 ☎②-2187
7 道路占用許可（県道）	不要	手続きは必要ありません。	県南広域振興局土木部 ☎②-2881
8 道路占用許可（市道）	不要	手続きは必要ありません。	本庁維持管理課（内線 511） 各総合支所地域整備課
9 市町村交通災害共済	不要	手続きは必要ありません。	本庁生活環境課（内線 211） 各総合支所市民環境課

登記など

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 不動産(土地・建物)登記簿の所在(表題部分)	不要	手続きは必要ありません。 法務局で職権により順次変更します。	
2 不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿)の住所	場合によって必要	公知の事実であるため手続きは必要ありません。 ただし、新住所への変更を希望する場合は、変更の登記を申請してください。 (この際の登録免許税は非課税)	盛岡地方法務局水沢支局 ☎④-0511
3 抵当権など(土地登記簿・建物登記簿)の住所	場合によって必要		
4 土地・建物の登記済証、登記識別情報通知の住所など	—	そのまま使用できます。	
5 会社の本店・法人の主たる事務所	不要	手続きは必要ありません。 法務局で職権により変更します。	盛岡地方法務局 ☎ 019-624-1141
6 岩手県内に本(支)店または主(従)たる事務所を置く会社・法人の支店・従たる事務所	不要		
7 岩手県内に本店または主たる事務所を置く会社・法人の役員の住所	不要		
8 特定非営利活動法人の定款の変更	必要	定款の住所変更を行い、届出してください。	本庁地域づくり推進課 (江刺総合支所・内線 322)
9 認可地縁団体の規約の変更	必要	住所表示変更後に開催される総会で、規約にある住所などを変更し、届出してください。	本庁地域づくり推進課 (江刺総合支所・内線 325)

その他

項目	手続き	手続き方法など	問い合わせ先
1 指定文化財の所有者の住所および所在の場所	不要	手続きは必要ありません。	市教育委員会事務局歴史遺産課 (江刺総合支所・内線 441)
2 郵便貯金通帳・証書、郵便キャッシュカード	不要	手続きは必要ありません。	最寄りの郵便局
3 簡易保険証書			
4 預金通帳、証書関係、キャッシュカード	要確認	一般的に手続きは必要ありません。 個別に各金融機関に確認してください。	各金融機関
5 クレジットカード	要確認	各社とも対応が異なりますので、詳細については、お取引のある会社などで確認してください。	お取引のある会社など
6 各種有価証券など(株券など)			
7 各種保険(生命保険・損害保険など)			
8 農協預金通帳・定期預金証書、キャッシュカード、農協各種共済など	不要	手続きは必要ありません。	最寄りの農協
9 共済組合各種共済証書	不要	手続きは必要ありません。	県農業共済組合胆江地域センター
10 加入電話	不要	手続きは必要ありません。	NTT東日本
11 電話帳の記載住所			
12 携帯電話(NTTドコモ)	不要	手続きは必要ありません。	ドコモ インフォメーションセンター (通話料無料/受付時間 9:00~20:00) ドコモ携帯電話から151(無料) 一般電話から0120-800-000
13 携帯電話(au)	必要	手続きが必要です。 詳細については、問い合わせ先に確認してください。	au ショップ 電話(無料/受付時間 9:00~20:00) au 携帯電話から157 一般電話から0077-7-111 インターネット「My au」から
14 携帯電話(SoftBank)	必要	手続きが必要です。 詳細については、問い合わせ先に確認してください。	ソフトバンクショップ 電話(ソフトバンクカスタマーサポート:無料/受付時間 9:00~20:00) ソフトバンク携帯電話から157 一般電話から0800-919-0157 インターネット「My SoftBank」から

※住所表示変更証明書とは・・・交付を受けようとする人が、証明を希望する住所について、その変更前・変更後の表示を市が証明し交付するものです。交付手数料は無料です。